

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

商業統計調査は、全ての卸売・小売事業所を対象として調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握することで、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計第 23 号として、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施する。

3 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、これまでの調査年次、調査の種類、調査期日は次のとおりである。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和 27 年調査	甲・乙	9月1日	昭和 54 年調査	甲・乙・丙・丙2	6月1日
昭和 29 年調査	"	9月1日	昭和 57 年調査	"	6月1日
昭和 31 年調査	"	9月1日	昭和 60 年調査	甲・乙	5月1日
昭和 33 年調査	"	7月1日	昭和 61 年調査	丙	10月1日
昭和 35 年調査	甲・乙・丙	7月1日	昭和 63 年調査	甲・乙	6月1日
昭和 37 年調査	"	6月1日	平成元年調査	丙	10月1日
昭和 39 年調査	"	7月1日	平成 3 年調査	甲・乙	7月1日
昭和 41 年調査	"	7月1日	平成 4 年調査	丙	10月1日
昭和 43 年調査	"	7月1日	平成 6 年調査	甲・乙	7月1日
昭和 45 年調査	"	6月1日	平成 9 年調査	"	6月1日
昭和 47 年調査	"	5月1日	平成 11 年調査	(簡易調査)	7月1日
昭和 49 年調査	"	5月1日	平成 14 年調査	(本調査)	6月1日
昭和 51 年調査	"	5月1日	平成 16 年調査	(簡易調査)	6月1日

甲 調査=法人組織の卸売・小売業（昭和 27 年～33 年は飲食店を含む）

乙 調査=個人経営の卸売・小売業（昭和 27 年～33 年は飲食店を含む）

丙 調査=一般飲食店（昭和 35 年～51 年はその他の飲食店を含む）

丙の 2 調査=その他の飲食店

4 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類 J-卸売・小売業」に属する事業所を対象としている。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）も対象となる。また、訪問販売、通信・カタログ販売等の無店舗販売を行っている事業所も調査の対象とする。

しかし、民営の事業所であっても、劇場内、運動競技場内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の

事業所については調査の対象とする。また、今回新たに駅構内、有料道路内にある事業所についても調査の対象とする。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

5 調査の単位

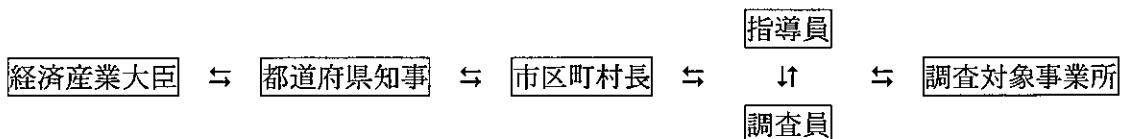
商業統計調査は、事業所単位の調査である。すなわち、本店、支店、営業所など、それぞれの場所ごとに対象となる。

また、百貨店、スーパーマーケット、駅ビルなどの構内の一部を借りて営業している別経営の事業所、いわゆる「テナント」は同一構内にあっても、別の事業所として調査の対象となる。

6 調査の経路

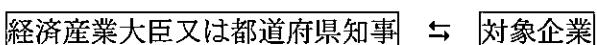
商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

① 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



② 商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を企業が事業所ごとに一括して作成し、

経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



7 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）など）を販売する事業所

④ 製造業の会社が、別の場所に経営している自社製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

⑥ 主として手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、

仲立業)で、一般的に、買繼商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は修理業（大分類Q—サービス業（他に分類されないもの））となる。この場合、修理のために商品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類する。）

(4) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「派遣受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち派遣出向者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を定めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業者へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売

額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、委託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

(7) 商品手持額

平成 19 年 3 月末現在に、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること、②店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場などの出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の 50%以上で行っている事業所をいう。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査をしていない。

(10) 営業時間（小売業のみ）

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査をしていない。

(11) 商品販売形態（小売業のみ）

- ① 「店頭販売」とは、店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問または注文を受けて販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。
- ② 「訪問販売」とは、訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。
- ③ 「通信・カタログ販売」とは、カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いて P R を行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。
- ④ 「自動販売機による販売」とは、商業事業所管理の自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑤ 「その他」とは、ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

- ① 「専用駐車場」とは、自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
- ② 「共用駐車場」とは、他の事業所等と共に使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。
- ③ 「収容台数」とは、専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数でない。

(13) コンビニエンスストア

コンビニエンスストアとは、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で飲食料品を中心に扱っており、営業時間が 14 時間以上、かつセルフサービス方式を採用している事業所をいう。

8 産業分類について

平成 16 年調査は、産業分類の格付けを 3 枝分類で表章しており、その対応表は別表 1 「産業分類対応表（平成 19 年／平成 16 年）」のとおりである。

9 取扱事業所数について

取扱事業所は、取扱商品（5 ケタの商品分類）ごとに事業所数を計上している。そのため、事業所数の計は延べ事業所数となっている。

10 業態別統計の数値について

平成 19 年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表 2 「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

11 地域区分について

区分	市町名	
神戸地域	神戸市（東灘区、灘区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、北区、中央区、西区）	1 市 (9 区)
阪神南地域	尼崎市 西宮市 芦屋市	3 市
阪神北地域	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	4 市 1 町
東播磨地域	明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町	3 市 2 町
北播磨地域	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町	5 市 1 町
中播磨地域	姫路市 市川町 福崎町 神河町	1 市 3 町
西播磨地域	相生市 赤穂市 実栗市 たつの市 太子町 上郡町 佐用町	4 市 3 町
但馬地域	豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	3 市 2 町
丹波地域	篠山市 丹波市	2 市
淡路地域	洲本市 南あわじ市 淡路市	3 市

(注) 市町合併に伴い、平成 16 年の安富町の数値については姫路市へ加算した。地域集計区分は中播磨地域となる。

12 記号及び注記

- (1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。「x」は事業所数が1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「その他の収入額」の内訳の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (5) 「就業者 1 人当たり年間商品販売額」及び「従業者 1 人当たり年間商品販売額」は、「パート・アルバイトなど」の従業者について、パート・アルバイト従業者全員の一日の延べ労働時間を8時間で割った値を用いて算出している。

13 調査票の有効回答率

調査対象事業所数	有効回答率 (%)	集計事業所数	
		卸・小売事業所	統括管理事務所
63,431	97.5	61,839	61,597
			242

注1：調査対象事業所数、集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2：集計事業所数は、統括管理事務所(管理業務のみの本店又は本部)を含む。

注3：本県においては、統括管理事務所を含む集計はしていない。(経済産業省において、「第1巻 産業編 第22表」において集計している。)

14 その他の注意事項

- (1) ここに公表する確報結果は本県において独自集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (2) この確報に掲載された数値を他に転載する場合は、「兵庫県の商業 平成19年商業統計調査結果表(確報)」による旨を明記のこと。

15 問い合わせ先

この確報結果についての照会先は、次のとおり

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部政策室統計課 商工業統計係

電話 (078) 362-4128 (ダイヤルイン)

本冊子に記載されている内容は兵庫県統計課ホームページにも掲載されています。

統計アクセス用URL http://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate2_605.html

別表 1

産業分類対応表（平成19年／平成16年）

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
各種商品卸売業	49	49	各種商品卸売業
各種商品卸売業	491	491	各種商品卸売業
各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)	4911	49A	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)
その他の各種商品卸売業	4919	49B	その他の各種商品卸売業
繊維・衣服等卸売業	50	50	繊維・衣服等卸売業
繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	501	501	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
生糸・織 卸売業	5011		
繊維原料卸売業(生糸、織を除く)	5012		
糸卸売業	5013		
織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)	5014		
衣服・身の回り品卸売業	502	502	衣服・身の回り品卸売業
男子服卸売業	5021		
婦人・子供服卸売業	5022		
下着類卸売業	5023		
寝具類卸売業	5024		
靴卸売業	5025		
履物卸売業(靴を除く)	5026		
かばん・袋物卸売業	5027		
その他の衣服・身の回り品卸売業	5029		
飲食料品卸売業	51	51	飲食料品卸売業
農畜産物・水産物卸売業	511	511	農畜産物・水産物卸売業
米麦卸売業	5111	51A	米穀類卸売業
雑穀・豆類卸売業	5112	51B	野菜・果実卸売業
野菜卸売業	5113	51C	食肉卸売業
果実卸売業	5114	51D	生鮮魚介卸売業
食肉卸売業	5115	51E	その他の農畜産物・水産物卸売業
生鮮魚介卸売業	5116		
その他の農畜産物・水産物卸売業	5119		
食料・飲料卸売業	512	512	食料・飲料卸売業
砂糖卸売業	5121		
味そ・しょう油卸売業	5122		
酒類卸売業	5123		
乾物卸売業	5124		
缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの)	5125		
菓子・パン類卸売業	5126		
飲料卸売業(別掲を除く)	5127		
茶類卸売業	5128		
その他の食料・飲料卸売業	5129		
建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	52	52	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業
建築材料卸売業	521	521	建築材料卸売業
木材・竹材卸売業	5211		
セメント卸売業	5212		
板ガラス卸売業	5213		
その他の建築材料卸売業	5219		
化学製品卸売業	522	522	化学製品卸売業
塗料卸売業	5221		
染料・顔料卸売業	5222		
油脂・ろう卸売業	5223		
その他の化学製品卸売業	5229		
鉱物・金属材料卸売業	523	523	鉱物・金属材料卸売業
石油卸売業	5231		
鉱物卸売業(石油を除く)	5232		
鉄鋼卸売業	5233		
非鉄金属卸売業	5234		
再生資源卸売業	524	524	再生資源卸売業
空瓶・空缶等空容器卸売業	5241		
鉄スクラップ卸売業	5242		
非鉄金属スクラップ卸売業	5243		
古紙卸売業	5244		
その他の再生資源卸売業	5249		
機械器具卸売業	53	53	機械器具卸売業
一般機械器具卸売業	531	531	一般機械器具卸売業
農業用機械器具卸売業	5311		
建設機械・鉱山機械卸売業	5312		
金属加工機械卸売業	5313		
事務用機械器具卸売業	5314		
その他の一般機械器具卸売業	5319		
自動車卸売業	532	532	自動車卸売業
自動車卸売業(二輪自動車を含む)	5321		
自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)	5322		
自動車中古部品卸売業	5323		

産業分類対応表（平成19年／平成16年）

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
電気機械器具卸売業	533	533	電気機械器具卸売業
家庭用電気機械器具卸売業	5331		
電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)	5332		
その他の機械器具卸売業	539	539	その他の機械器具卸売業
輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)	5391		
精密機械器具卸売業	5392		
医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)	5393		
その他の卸売業	54	54	その他の卸売業
家具・建具・じゅう器等卸売業	541	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
家具・建具卸売業	5411		
荒物卸売業	5412		
疊卸売業	5413		
室内装飾繊維品卸売業	5414		
陶磁器・ガラス器卸売業	5415		
その他のじゅう器卸売業	5419		
医薬品・化粧品等卸売業	542	542	医薬品・化粧品等卸売業
医薬品卸売業	5421		
医療用品卸売業	5422		
化粧品卸売業	5423		
合成洗剤卸売業	5424		
他に分類されない卸売業	549	549	他に分類されない卸売業
紙・紙製品卸売業	5491	54B	他に分類されない卸売業
金物卸売業	5492		
肥料・飼料卸売業	5493		
スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業	5494		
たばこ卸売業	5495		
ジュエリー製品卸売業	5496		
代理商・仲立業	5497	54A	代理商・仲立業
他に分類されない他の卸売業	5499	54B	他に分類されない他の卸売業
各種商品小売業	55	55	各種商品小売業
百貨店・総合スーパー	551	551	百貨店・総合スーパー
百貨店・総合スーパー	5511		
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	559	559	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	5599		
織物・衣服・身の回り品小売業	56	56	織物・衣服・身の回り品小売業
呉服・服地・寝具小売業	561	561	呉服・服地・寝具小売業
呉服・服地小売業	5611		
寝具小売業	5612		
男子服小売業	562	562	男子服小売業
男子服小売業	5621		
婦人・子供服小売業	563	563	婦人・子供服小売業
婦人服小売業	5631		
子供服小売業	5632		
靴・履物小売業	564	564	靴・履物小売業
靴小売業	5641		
履物小売業(靴を除く)	5642		
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	569	569	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
かばん・袋物小売業	5691		
洋品雑貨・小間物小売業	5692		
他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	5699		
飲食料品小売業	57	57	飲食料品小売業
各種食料品小売業	571	571	各種食料品小売業
各種食料品小売業	5711		
酒小売業	572	572	酒小売業
酒小売業	5721		
食肉小売業	573	573	食肉小売業
食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	5731		
卵・鳥肉小売業	5732		
鮮魚小売業	574	574	鮮魚小売業
鮮魚小売業	5741		
野菜・果実小売業	575	575	野菜・果実小売業
野菜小売業	5751		
果実小売業	5752		
菓子・パン小売業	576	576	菓子・パン小売業
菓子小売業(製造小売)	5761		
菓子小売業(製造小売でないもの)	5762		
パン小売業(製造小売)	5763		
パン小売業(製造小売でないもの)	5764		
米穀類小売業	577	577	米穀類小売業
米穀類小売業	5771		

産業分類対応表（平成19年／平成16年）

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
その他の飲食料品小売業	579	579	その他の飲食料品小売業
コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)	5791	57D	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
牛乳小売業	5792	57C	牛乳・飲料・茶類小売業
飲料小売業(別掲を除く)	5793		
茶類小売業	5794	57A	料理品小売業
料理品小売業	5795		
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	5796	57B	他に分類されない飲食料品小売業
乾物小売業	5797		
他に分類されない飲食料品小売業	5799		
自動車・自転車小売業	58	58	自動車・自転車小売業
自動車小売業	581	581	自動車小売業
自動車(新車)小売業	5811	58A	自動車(新車)小売業
中古自動車小売業	5812	58D	中古自動車小売業
自動車部分品・附属品小売業	5813	58B	自動車部分品・附属品小売業
二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	5814	58C	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
自転車小売業	582	582	自転車小売業
自転車小売業	5821		
家具・じゅう器・機械器具小売業	59	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
家具・建具・畳小売業	591	591	家具・建具・畳小売業
家具小売業	5911	59A	家具小売業
建具小売業	5912		
畳小売業	5913	59B	家具・畳・宗教用具小売業
宗教用具小売業	5914		
機械器具小売業	592	592	機械器具小売業
電気機械器具小売業	5921	59C	電気機械器具小売業
電気事務機械器具小売業	5922	59D	その他の機械器具小売業
その他の機械器具小売業	5929	599	その他のじゅう器小売業
その他のじゅう器小売業	599		
金物小売業	5991	59E	金物・荒物小売業
荒物小売業	5992		
陶磁器・ガラス器小売業	5993	59F	他に分類されないじゅう器小売業
他に分類されないじゅう器小売業	5999		
その他の小売業	60	60	その他の小売業
医薬品・化粧品小売業	601	601	医薬品・化粧品小売業
医薬品小売業(調剤薬局を除く)	6011	60G	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
調剤薬局	6012	60H	調剤薬局
化粧品小売業	6013	60J	化粧品小売業
農耕用品小売業	602		
農業用機械器具小売業	6021	602	農耕用品小売業
苗・種子小売業	6022		
肥料・飼料小売業	6023		
燃料小売業	603	603	燃料小売業
ガソリンスタンド	6031	60K	ガソリンスタンド
燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	6032	60L	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
書籍・文房具小売業	604	604	書籍・文房具小売業
書籍・雑誌小売業	6041	60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
新聞小売業	6042	60N	新聞小売業
紙・文房具小売業	6043	60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	605	605	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
スポーツ用品小売業	6051	60A	スポーツ用品小売業
がん具・娯楽用品小売業	6052	60B	がん具・娯楽用品小売業
楽器小売業	6053	60C	楽器小売業
写真機・写真材料小売業	606	606	写真機・写真材料小売業
写真機・写真材料小売業	6061		
時計・眼鏡・光学機械小売業	607	607	時計・眼鏡・光学機械小売業
時計・眼鏡・光学機械小売業	6071		
他に分類されない小売業	609	609	他に分類されない小売業
たばこ・喫煙具専門小売業	6091	60P	たばこ・喫煙具専門小売業
花・植木小売業	6092	60D	花・植木小売業
建築材料小売業	6093		
ジュエリー製品小売業	6094	60F	他に分類されないその他の小売業
ペット・ペット用品小売業	6095		
骨どう品小売業	6096	60E	中古品小売業
中古品小売業(骨どう品を除く)	6097		
他に分類されないその他の小売業	6099	60F	他に分類されないその他の小売業

業態分類表

別表 2

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1 百貨店	×		3000m ² 以上 (都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 以上)		「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。
1 大型百貨店			3000m ² 未満 (都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 未満)		「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
2 総合スーパー	○		3000m ² 以上 (都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 以上)		
1 大型総合スーパー			3000m ² 未満 (都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 未満)		
3 専門スーパー	○		衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上	250m ² 以上	
1 衣料品スーパー					
2 食料品スーパー					
3 住関連スーパー			住関連スーパーのうち 5991+5992+6022が0%を超 え70%未満		
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30m ² 以上250m ² 未満	14時間以上 終日営業	産業分類「5791コンビニエ ンスストア(飲食料品を中心 とするものに限る)」以外も 含む。
うち終日営業店					
5 ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けさ れた事業所であって6011を 扱っていること			
6 その他スーパー	○				2, 3, 4, 5以外の セルフ店
うち各種商品取 扱店(注3)					
7 専門店	×		561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが 90%以上 572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが 90%以上 5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが 90%以上		
1 衣料品専門店					
2 食料品専門店					
3 住関連専門店					
8 中心店	×		衣が50%以上 食が50%以上 住が50%以上		7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店					
2 食料品中心店					
3 住関連中心店					
9 その他の小売店	×				1, 7, 8以外の 非セルフ店
うち各種商品取 扱店(注3)					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものを使う。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6 その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9 その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。